

第34期中央労働委員会労働者委員の公正な任命を求める要請書

2016年 月

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿
厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

団体名

代表者氏名

印

所在地

要請趣旨

中央労働委員会は、「労働者が団結することを擁護し、及び労働関係の公正な調整を図ることを任務」（労働組合法第19条の二の②）とし、「不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限」（同第20条）を有する重要な独立行政委員会である。そして労働者委員は、参与委員として、申立労働組合の思いや意見を労働委員会の審査に反映する重要な役割を担うとともに、公益委員の任命に対する同意権を持っている。

労働者委員の任命については、1949年のいわゆる「54号通牒」において、「労働者委員の選考にあたっては、系統別の組合数及び組合員数に比例させること」と定められている。しかしながら、1989年の日本の労働戦線の再編以降、「連合独占」という極めて不公平・不公正が続いてきた。2008年の第30期となる委員の任命から特定独立法人担当の労働者委員については4人中1名の委員が連合以外の委員が任命されるようになったが、一般企業担当の労働者委員については連合独占が続いている。

全国的には、宮城、千葉、埼玉、東京、神奈川、長野、京都、大阪、和歌山、高知の10都府県で連合以外の労働者委員が選出されるようになってきている。また、労働審判員は、ナショナルセンター別の労働組合法適用の労組員数で比例配分されている（連合686人、全労連66人、全労協4人）。

第34期の任命は、国立病院機構が民営化され、特定独立法人の労働者数が大幅に減少する下での任命となる。そこであらためて、一般企業担当の労働者委員を連合以外の推薦者から任命することを求めるものである。

要請事項

第34期となる中央労働委員会の労働者委員の任命にあたっては、連合以外の推薦者を任命すること。具体的には岸田重信さん（全医労顧問）と田中広喜さん（新聞労連争議弾圧対策副部長）を任命すること。